様式第十二号(第十条の十二関係)

(第1面)　　　　　　　　　　 （ 新規　・　更新 ）

|  |
| --- |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書　　年　　月　　日　那覇市長　　宛 申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 |
| 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。) | 　収集運搬業　（　積替え保管を　含む　・　除く　）　 |
|  |
| 事務所及び事業場の所在地 | 事務所電話番号 |
| 事業場電話番号 |
| 事業の用に供する施設の種類及び数量 | 運搬車両 |
| 運搬容器 |
| 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ | 　 |
| ※事務処理欄 | 　 |

(日本工業規格　Ａ列４番)

(第2面)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日) | 都道府県・市名 | 許可番号(申請中の場合には､申請年月日) |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 申請者(個人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　　　(法人である場合) |
| (ふりがな)名称 | 住所 |
| 　 | 　 |
| 法定代理人（申請者が法第十四条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合） |  |
|  | （個人である場合） |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
|  |
| （法人である場合） |
| (ふ　り　が　な)名　　　称 | 住　　　　　　　　　　　所 |
|  | 　 |
| 　 | 役員（法定代理人が法人である場合） |
| (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |
| 役員(申請者が法人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |

(第3面)

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき) |
| 　 | 発行済株式の総数 | 株 | 出資の額 | 　 |
| (ふりがな)氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本籍 |
| 割合 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 備考　1　※欄は記入しないこと。　2　「法定代理人」の欄から「令第６条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。　3　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。　4　都道府県知事が定める部数を提出すること。 |
| ※手数料欄 |